

○汚水排出量の認定に関する要綱

平成23年5月1日

飯塚市上下水道局告示第28号

改正 H29-12

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市下水道条例施行規程(平成18年飯塚市企業管理規程第21号)第16条の規定による汚水排出量の認定(以下「認定」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(H29-12一改)

(定義)

第2条 認定は、公共下水道に排除されていないことが明白であるもので、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により漏水等が生じ、水道の使用水量と汚水排出量が著しく相違するとき。
- (2) 地下に埋設された水道管の破損等により漏水しているとき。
- (3) 分流地域(汚水のみを排除すべき地域をいう。)においては、地上に設置された貯水槽等の器具の破損等により漏水しているとき。

(認定の基準)

第3条 認定は、原則として前年同期の使用水量と前2期平均の使用水量のいずれか低いものを汚水排出量とみなす。

- 2 世帯構成人員に変動があった場合は、前項の汚水排出量を人員数で除して算出した値に現人員数を乗じて得た量を汚水排出量とみなす。
- 3 前年同期及び前2期の使用水量が不明な場合又は現況が著しく異なる場合には、前々年同期の使用水量を汚水排出量とみなす。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、必要に応じメーターを取り替え、2週間以上経過後の実績に基づき算定するものとする。

(認定の対象)

第4条 認定は、漏水等が生じた期のみを対象とする。ただし、漏水箇所の修理が遅延するのに相当な理由により漏水が続いたときは、次期分についても対象とする。

(認定率等)

第5条 認定の申請は、使用水量の認定及び減免の取扱いに関する要綱(平成23年飯塚市上下水道局告示第27号)第6条に規定する修理証明書の提出をもってする。

(H29-12一改)

(補則)

第6条 この告示の施行に関し必要な事項は、企業管理者が別に定める。

(H29-12一改)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月31日 上下水道局告示第12号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。